

社会医療法人 若竹会 つくばセントラル病院
訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション
重要事項説明書

1. 提供するサービスについての相談窓口

電話：070-4275-7285

FAX：029-871-6881

担当：神戸、梶原

* ご不明な点は担当者までお尋ねください。

2. 訪問リハビリテーションの概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

名称	社会医療法人 若竹会 つくばセントラル病院 訪問リハビリテーション
所在地	牛久市柏田町 1589 番地 3
介護保険指定番号	0811910231
管理者名	金子 洋子
サービスを提供する 対象地域*	牛久市、龍ヶ崎市、つくば市、土浦市、阿見町、稲敷市

* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

3. 事業の目的と運営方針

(1) 事業の目的

加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態（介護予防訪問リハビリテーションにおいては要支援状態）となり介護、機能訓練並びに看護及び医療を要する者等について、これらの者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）のサービスを提供し、もって保健・医療の向上と福祉の増進を図ることを目的とします。

(2) 運営の方針

訪問リハビリテーションサービス事業の運営方針は、次のとおりとします。

- ①利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、訪問リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法、言語聴覚療法、生活リハその他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持・回復を図るものとします。

②利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供に努めるものとします。

③地域や家庭との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、及び他の介護保健施設、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密着な連携に努めるものとします。

(2) 職員体制（介護予防訪問リハビリテーション含）

職種	人員数	備考
管理者	1名	医師を兼務
医師	1名以上	法人内業務と兼務
理学療法士	1名以上	法人内業務と兼務
作業療法士	1名以上	法人内業務と兼務
言語聴覚士	1名以上	法人内業務と兼務

(3) 営業時間

月～土	午前8時30分～午後5時30分
休業日	日曜日、国民の祝日、12月31日～翌年1月3日

4. サービス内容

- ①身体機能の維持・改善
- ②基本的動作能力の向上
- ③日常生活動作能力の向上
- ④生活関連用具、医療福祉機器についての評価・アセスメント
- ⑤家屋改修における評価・アセスメント

5. 料金

(1) 利用料金

要介護または要支援認定を受けられた方で、介護保険でのサービスを利用される場合は、利用者の割合負担に応じて、基本利用料の1割から3割をお支払いしていただきます。

【基本報酬】 *1単位あたり 10.66円

区分等	基本単位 (20分)	基本利用料	利用者負担額		
			1割	2割	3割
訪問リハビリテーション	308単位	3,284円	329円	657円	986円
介護予防訪問リハビリテーション	298単位	3,177円	318円	636円	954円

【加算】 ＊1 単位あたり 10.66 円

加算名	基本 単位	基本利用料	利用者負担額			算定 回数等
			1 割	2 割	3 割	
サービス提供体制加算 I	6	64 円	7 円	13 円	20 円	1 回につき
短期集中リハビリ テーション加算	200	2,132 円	214 円	427 円	640 円	1 日につき
移行支援加算	17	182 円	19 円	37 円	55 円	1 回につき
退院時共同指導加算	600	6,396 円	640 円	1,280 円	1,919 円	退院につき 1 回限り

＊加算の内容について

- ・ サービス提供体制加算 I …6 単位/回 (20 分)

勤続年数 7 年以上のものが 1 人以上いる場合に算定されます。サービスの質の向上を目的とされています。

- ・ 短期集中リハビリテーション加算…200 単位/日

退院、退所、介護保険初回認定日より 3 ヶ月以内で、週 2 回、20 分以上のサービス提供をした場合に加算されます。

- ・ 移行支援加算…17 単位/日

訪問リハビリテーション終了後に指定通所介護等（指定通所リハビリテーション、指定認知症対応型通所介護、通所事業等）その他社会参加に資する取り組みをした場合に加算されます。

- ・ 退院時共同指導加算…600 単位 ＊退院につき 1 回限り

事業所の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った場合に算定されます。

(2) 支払方法

利用料は、口座振替をお勧めいたします。利用料は毎月月末締めで、翌月 10 日前後に請求書をお渡しします。

<I-NET 代金回収サービス・ワイドネットサービス>

6. サービス提供にあたっての留意事項

- ①従業者に対する贈物や飲食のもてなしは、お受けできません。
- ②利用者の居宅での飲酒・喫煙は原則禁止とさせていただきます。
- ③利用者又は家族等の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動、その他迷惑行為」は禁止とさせていただきます。
- ④気象庁から台風などによる暴風や大雪などの警報が発せられた場合や、地震などに

よる大規模災害により、訪問が困難と判断される場合は、サービス日の変更や中止などをお願いする場合があります。

7. 非常災害対策

事業所は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、年2回従業者等の訓練を行います。

8. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合などには、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

9. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、関係医療機関等への連絡を行うなど必要措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

10. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。また、退職後においてもこれからの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

11. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するよう身体拘束を行わないことを約束します。但し、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には、事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

12. 虐待防止の措置

当事業所は、虐待は高齢者の尊厳保持や、人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高いことから、虐待防止のために必要な措置を講じます。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については「高齢者虐待防止法」に規定されている通り、その実用性を高め、尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待防止に関する措置を以下のとおり講じます。

- ①虐待の未然防止 専任の担当者の設置、従業者に対する虐待防止啓発のための研修を実施し、職員としての責務・適切な対応等を正しく理解します。

- ②虐待等の早期発見 利用者及び家族からの虐待の相談、利用者から市区町村への虐待の届出について、適切に対応を行います。
- ③虐待等への迅速かつ適切な対応 当該通報の手続きが迅速かつ適切に行われ、市区町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めます。
- ④虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置 委員会の組織、指針の整備、職員研修、従業者の報告相談の整備、市区町村への通報の迅速かつ適切に行われるための方法、発生した場合の原因分析ならびに確実な再発予防策、再発防止策の効果分析を行うものとします。
- ⑤委員会は、定期的な開催を行い、指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年2回以上）を実施します。

13. 衛生管理

当事業所は、事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように以下の措置を講じるものとします。

- ①専任の担当者を設置し、事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者へ周知します。
- ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

14. 業務継続計画の策定等

- ①当事業所は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対する訪問リハビリテーションの提供を継続するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。
- ②当事業所は、従業者に対し、業務継続計画を周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- ③当事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

15. 損害賠償について

訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）サービスの提供に伴って当事業所の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当事業所は利用者に対して損害を賠償するものとします。利用者の責に帰すべき事由によって、当事業所が損害を被った場合、利用者及び扶養者は、連帯して事業所に対して、その

損害を賠償するものとします。

16. 苦情処理体制について

窓口（担当者） 武井 修（理学療法士）

（電 話） 電話番号 029-872-1771(代表)

外部相談窓口1 牛久市役所 高齢福祉課

（電話）029-873-2111

外部相談窓口2 茨城県国民健康保険団体連合会 介護保険課

（電話）029-301-1565 （FAX）029-301-1579